

## 芸術文化関係全国大会等出場者に対する激励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、芸術文化関係の全国の大会等（以下「大会」という。）に出場する者に、激励金を交付することにより、芸術文化の振興を図ることを目的とする。

### (激励金の対象分野)

第2条 激励金の対象となる芸術文化関係の範囲は次のとおりとする。

- (1) 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次号に規定するメディア芸術を除く。）
- (2) 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用したメディア芸術
- (3) 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
- (4) 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（前号で規定した伝統的な芸能を除く。）
- (5) 茶道、華道、書道、工芸その他の生活・技能に係る文化活動
- (6) 囲碁、将棋その他の国民的娯楽における文化活動
- (7) その他前各号に掲げるもののほか、入善町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認めるもの

### (交付対象となる大会)

第3条 激励金の交付対象となる大会は、次条の交付対象者が参加する次の各号のいずれかに該当する大会とする。

- (1) 国内の選考会又は予選会を経て代表者として出場する国際大会
- (2) 国又は地方公共団体が、主催、共催又は後援する大会であって、出場者が地方の予選を経て出場し、若しくは厳正かつ明確な基準により推薦され出場する全国規模の大会
- (3) 全国高等学校文化連盟、全国中学校文化連盟、全国高等学校長協会等が主催する大会であって、出場者が地方の予選を経て出場し、又は厳正かつ明確な基準により推薦され出場する全国規模の大会
- (4) 学校長が学校教育活動の一環として認める文化活動コンクールであって、出場者が地方の予選を経て出場し、又は厳正かつ明確な基準により推薦され出場する全国規模の大会
- (5) 中学生が出場する全国大会の予選となるブロック大会（2つ以上の県域に及ぶものに限る。）
- (6) 前各号に規定するもののほか、教育委員会が大会内容及び規模等を勘案して激励金の交付を適当と認める大会

### (交付対象者)

第4条 激励金の交付対象者は、入善町に住所を有する者又は教育委員会がこれに準ずると認める者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前条に規定する大会に出場する者（高校生以下に限る。）
- (2) 前条に規定する大会のうち団体種目については、大会規程等に定める顧問、コーチそれぞれ1人

(適用除外)

第5条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、激励金を交付しないものとする。

- (1) 親善、交歓等のための大会に出場する場合
- (2) 美術展、写真展、書道展その他の作品展への出展、文芸作品等の応募その他対象者が全国大会の開催地に行くことなく出場できる場合（表彰等で開催地に行く場合は除く。）
- (3) 応募者の全てが出場できる場合
- (4) 出場選手が所属する団体の大半の者が、同じ個人競技種目の大会に出場する場合

(交付金額)

第6条 この要綱による激励金の額は、別表のとおりとする。

(激励金の返還)

第7条 激励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、激励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 大会の出場に関し、虚偽又は不正等があったとき。
- (2) 大会が中止、又は大会に出場できなくなったとき。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

別表

大会区分	金額	備考
海外で開催される国際大会	個人（1人につき）30,000円	
国内で開催される国際大会	個人（1人につき）10,000円	
全国大会	個人（1人につき） 10,000円以内 団体（10名以上に限る） 100,000円以内	団体の構成員は、第4条の要件を充たす者であること。
全国大会の予選となるブロック大会（中学生のみ）	個人（1人につき）5,000円 団体（10名以上に限る） 50,000円	団体の構成員は、第4条の要件を充たす者であること。